

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

身体障害者福祉法第15条に基づく医師に対する新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に
関する障害認定の取扱いの周知について

平素は、本会活動の推進に対しまして、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の標記事務連絡に関し、このたび日本医師会から通知がありました。

本事務連絡は、永続する新型コロナウイルス感染症の罹患後症状による障害について、都道府県知事の定める医師の診断書を添えた申請に基づき、身体障害者福祉法に掲げる障害に該当すると認められる場合、自治体より身体障害者手帳の交付及び各種支援を受けることが可能である旨、連絡するものです。

下記のとおり、厚生労働省ホームページに掲載されている「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の罹患後症状（いわゆる後遺症）に関するQ&A」の内容が示されています。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

Q14) 罹患後症状が続く場合、活用できる支援制度はありますか。

A) 罹患後症状は、一般的に時間の経過とともに、その大半は改善すると考えられていますが、罹患後症状によって社会生活に大きな制限が生じることもあります。

各種支援制度について説明いたします。

(略)

【障害者手帳（身体障害者手帳）】

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に定める身体上の障害がある者に対して、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が交付します。交付対象者は、身体障害者福祉法上、下記の身体上の障害がある方でいずれも、一定以上の障害が存在し、永続することが要件とされています。

①視覚障害②聴覚又は平衡機能の障害③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害④肢体不自由⑤心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害⑥ぼうこう又は直腸の機能の障害⑦小腸の機能の障害⑧ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害⑨肝臓の機能の障害

なお、障害の程度が該当するかどうかの詳細については、身体障害者福祉法施行規則別表第5号「身体障害者障害程度等級表」において、障害の種類別に重度の側から1級から6級の等級が定められています。また、原因となる疾病にかかわらず、障害の状態が一定基準に該当すれば身体障害者手帳の交付対象となります。申請の手続については、お住まいの市区町村障害者手帳窓口にご相談ください。詳細は、厚生労働省ホームページにある「障害者手帳」をご参照ください。

【参考】

日本医師会メンバーズルームから別添文書の閲覧が可能です。

https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsyo/data3/kenko2/2024ken2_223.pdf

※閲覧にはユーザー名とパスワードでのログインが必要です。

ユーザー名：会員ID（日医刊行物送付番号）の10桁の数字（半角で入力）です。

宛名シール下部に印刷されている10桁の数字です。

パスワード：生年月日の「西暦の下2桁、月2桁、日2桁」を並べた6桁の数字（半角）

大阪府医師会地域医療1課
TEL:06-6763-7012